表面

萬 岩

印

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督 に関する省令第二十九条第三項の規定による身分証明書

官職及び氏名

生年月日

写 真

年 月 日発 行

年 月 日限り有効

環境大臣 又は

地方環境事務所長

裏 面

公益信託ニ関スル法律抜すい

第三条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第四条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

○2 (略)

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令抜すい

- 第二十九条 環境大臣又は地方環境事務所長は、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。